

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金、総合支援資金延長申請の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金、総合支援資金延長申請の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 緊急小口資金及び総合支援資金、総合支援資金延長申請の貸付が終了した世帯

※総合支援資金延長申請の受付は令和3年6月末までのため、
令和3年7月以降に申請する方は総合支援資金延長申請の
貸付がなくても申請することができます

- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3ヶ月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3ヶ月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)より、全国で受付開始
- ・ 令和3年8月末まで受付

お問合せ先

●一般的なお問合せは相談センター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00 (土日・祝日含む)

●お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関へご相談の上、 市町村社会福祉協議会にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

再貸付までの流れ

ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関するQ & A

Q1 総合支援資金の初回及び延長の貸付が6ヶ月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A ①再貸付の申請書と借用書
②既に借りている総合支援資金延長申請の借用書の写しもしくは
入金の確認ができるもの(通帳の写し等)
③貸付金を振り込む通帳の写しをご用意ください。

(居住地や世帯に変更がある場合は住民票が、通帳がない場合キャッシュカードの写しが必要です。)

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 振込予定日を群馬県社会福祉協議会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

Q4 借り受けたお金の返済方法はどうなりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。

Q6 郵送で申請した場合、8月31日の消印は有効ですか？

A 申請書類は8月31日までに市町村社協必着です。8月31日消印であっても市町村社会福祉協議会への到着が9月1日以降であれば対象外となります。